

別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金交付要綱

制定 令和3年 3月31日

別府市告示第155号

改正 令和6年 3月27日

別府市告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、竹産業において生産する製品の販路の拡大及び開拓（以下「製品販路拡大等」という。）のための事業を実施する小規模事業者に対し、別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 竹産業 製竹業及び製造業、卸売業、小売業等で竹に関するもの並びにつげ工芸をいう。
- (2) 小規模事業者 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす小規模事業者とする。

- (1) 竹産業に属していること。
- (2) 市内に主たる事業所を有すること。
- (3) 個人にあつては、市内に住所を有すること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴

力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 第7条に規定する申請の日が属する年度において、補助金の交付を受けていないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる事業のいずれか一の事業とする。

(1) 製品販路拡大等のために、国内の展示会、小売店等において、出店又は宣伝をする事業及び国内の公募展等に出品を行う事業

(2) 製品販路拡大等のために、国外の展示会、小売店等において、出店又は宣伝をする事業及び国外の公募展等に出品を行う事業

(3) 製品販路拡大等のために、インターネットを活用する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に直接必要な経費(消費税相当額を除く。)とする。ただし、次に掲げる経費は除くものとする。

(1) 補助対象者において常時使用する従業員に対する賃金

(2) 懇親会等の飲食に係る経費

(3) 補助金以外の国、県、市等の金銭による補助の対象となっている経費

(4) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に含める額を上限額とする。

(1) 第4条第1号に掲げる事業 10万円

(2) 第4条第2号に掲げる事業 30万円

(3) 第4条第3号に掲げる事業 20万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、

別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 補助事業の内容を確認できる書類
- (5) 事業所が存在していることを証明できる書類
- (6) 市税を完納していることを証明できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金交付の可否の決定において、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
(変更等の申請)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、第7条に規定する申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定額の変更を伴わないときは、この限りでない。

(変更等の承認の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する

年度の末日のいずれか早い期日までに、別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 補助事業に係る支払が確認できる書類の写し
- (3) 補助事業の実施内容が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他別府市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年3月31日別府市告示第155号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日別府市告示第113号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

